

令和元年度

石巻市派遣職員 活動報告

- 一般事務
- 土木技術
- 建築技術



1. 石巻市概要

(石巻市HPより引用)

人口と面積

○人 口：142,766人 (R01.11月末)
(162,822人 震災前 H23.2月末)

○世帯数：61,587戸 (R01.11月末)

○高齢化率：32.44% (H31.3月末)
(全国平均 27.7% H30 内閣府発表)

○面積：554.55km²

※平成17年4月1日に、旧石巻市、河北町、雄勝町、河南町、桃生町、北上町、牡鹿町の1市6町が合併し、現在の石巻市が誕生。



石巻地域の産業・観光

○漁業

沖合いに親潮（寒流）と黒潮（暖流）が交わる世界三大魚場である三陸沖魚場を控える。また、カキ・ホヤ・ギンザケなど多様な養殖漁場となるリアス式海岸を有する。

○農業

全域で「ひとめぼれ」が栽培されているほか、「ササニシキ」が県内1位の生産量。また、古くから県内有数の園芸地帯で、トマト・きゅうり・長ねぎなどが県内生産量1位、いちごは県内生産量2位の産地。

○観光

仮面ライダーやサイボーグ009などで知られるマンガ家 石ノ森章太郎 のマンガミュージアム「石ノ森萬画館」が有名で、牡鹿や雄勝などの半島部では広大な景色を望める名所が多数ある。

2. 被害状況

(石巻市HPより引用)

地震概要(気象庁発表)

- 発生日時：平成23年3月11日(金) 14時46分
- 震央地名：牡鹿半島の東南東約130kmの三陸沖
- 規模：M9.0
- 震度：震度6強(石巻市)

津波概要

- 津波の高さ：最大高さ 8.6m(鮎川：気象庁発表)
- 浸水面積：73km²(国土地理院発表) ※市内の13.2%
<参考> 被災6県の浸水面積合計 561km²

石巻市の被害の状況

[]は全国(R1.9.10 警察庁発表)

- 人的被害：死者数 3,184人 [15,898人]
行方不明者 417人 [2,531人]
- 建物被害：全壊 20,044棟 [121,991棟]
半壊 13,049棟 [282,900棟]
一部損壊 23,615棟 [730,169棟]
合計 56,708棟 [1,135,060棟]

※石巻市の被災住家数は、被災前全住家数の76.6%を占める。

- 地盤沈下：最大沈降 -120cm(牡鹿地区鮎川)

- 石巻市の死者数は全国の約20%。浸水面積は全国の約13%を占めており、東日本大震災の最大の被災地と言われている。



▲津波火災を受けた門脇小学校
(平成23年3月)

3. 震災復興計画 (1)これまでの復興状況

(石巻市HPより引用)

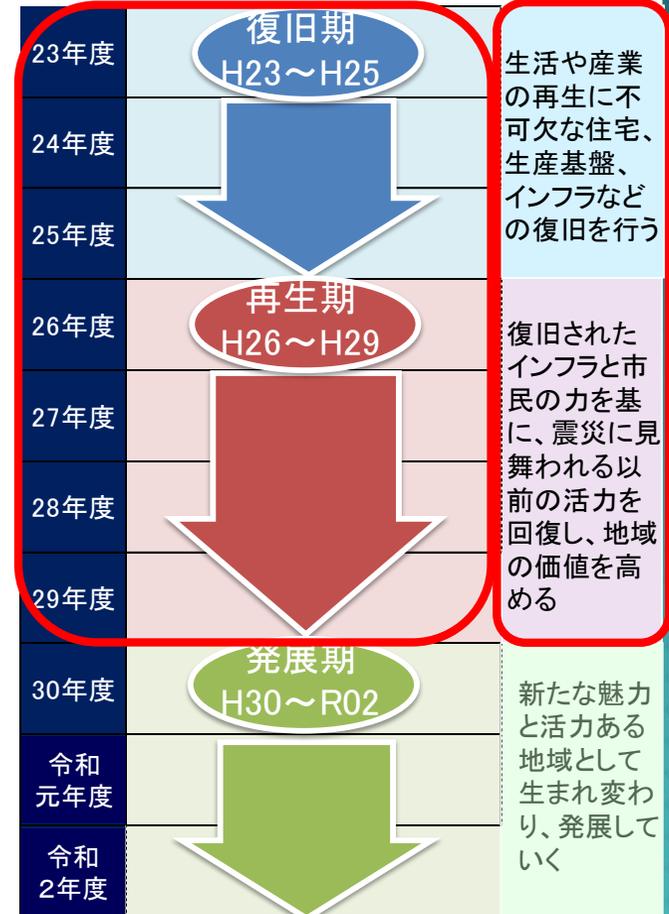
- 平成23年12月に、復興の基本的な考え方や今後の復興に関する施策の展開、地区別の整備方針等、今後10年間の復興に向けた道標として策定された。

これまでは、復旧期の3年間、再生期の4年間を終え、住まい、産業、医療、教育など生活に不可欠なインフラ整備・復旧が行われてきた。

これまでに完了した主な復興事業

- 復興公営住宅整備事業（全4,456戸）
- 市立病院・診療所・急患センターの復旧
- 津波避難ビル（全35棟）・タワー（全4基）整備
- 水産物卸売市場の整備（石巻・牡鹿）
- 支所・出張所の復旧（稲井・荻浜・大原）
- 保育所・小中学校の復旧 など

震災復興基本計画期間



3. 震災復興計画 (2)これからの復興

(石巻市HPより引用)

- 令和元年度（平成31年度）は復興期間の9年目、発展期の2年目にあたり、来年度の復興計画期間完了を前に、市内で多くの工事が進んでいる。

これからの主な復興事業

- 半島拠点整備事業
雄勝・北上・鮎川地区に支所、消防署、物産館などの整備
- 震災遺構整備事業
被災した旧大川小、旧門脇小を震災遺構として保存
- 複合文化施設
津波により使用不可となった文化センター、市民会館に代わる展示室やホール、研修室などを持つ施設
- ささえあいセンター
人口減少、少子高齢化に対して医療・介護連携、子育て支援等支え合う地域づくりを推進する施設

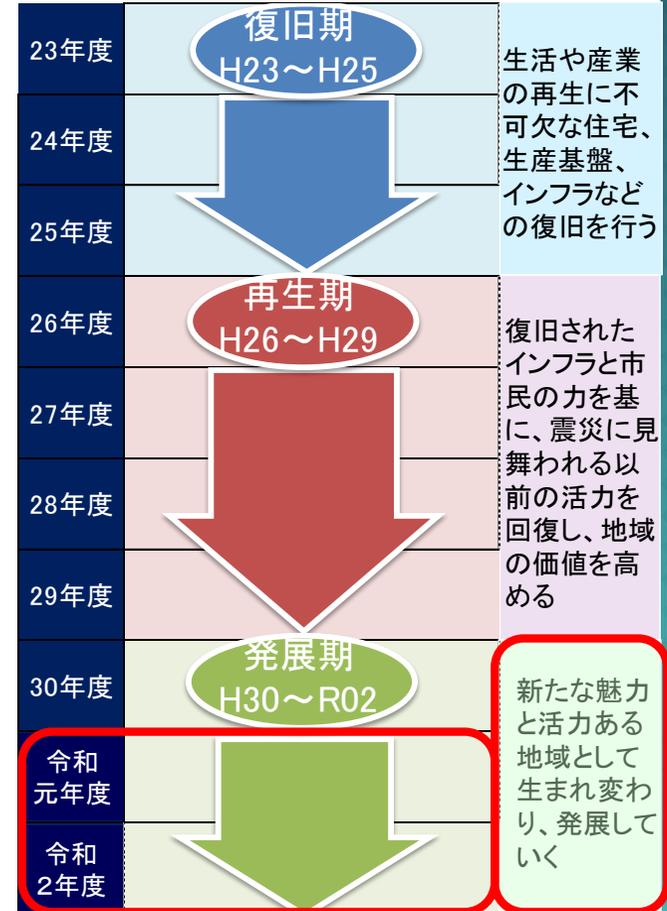


▲鮎川浜地区拠点整備事業



▲ささえあいセンターイメージ図

震災復興基本計画期間



職種：一般事務

派遣期間

平成29年4月1日～令和2年3月31日

配属先

福祉部生活再建支援課

業務内容

- 災害援護資金に関する業務
- 備品の無償譲渡に関する業務
- 被災者情報システム管理業務
- 災害救助費に関する業務

担当業務の概要

◎生活再建支援課の主な業務内容

プレハブ・みなし仮設住宅の管理及び被災者生活再建支援、在宅被災者支援に関する事務を所管する。仮設住宅入居者の管理・再建支援という業務から、現在は再建後の孤立防止、見守りなど相談支援事業などへとシフトしている。また、再建のための貸付金などの償還事務が課題となっている。

○仮設住宅の状況

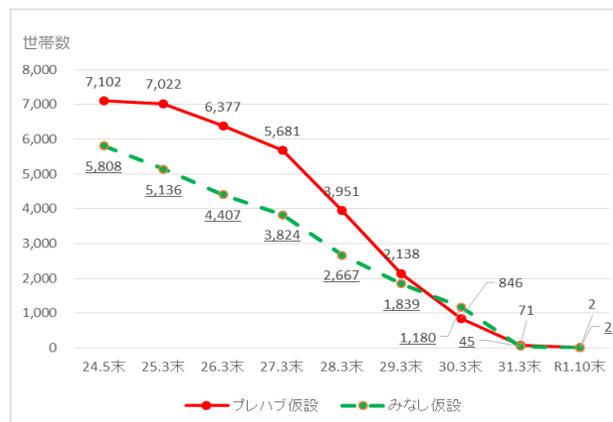
▼仮設住宅の整備・入居状況

| | 整備数 | | 解体数 | | 空き戸数 | 入居者 | |
|-------------------------|-----|-------|-----|-------|-------|---------------|---------------|
| | 団地 | 戸数 | 団地 | 戸数 | | 件数 | 人数 |
| ①応急仮設住宅 (令和元年10月末現在) | 134 | 7,153 | 116 | 4,792 | 2,359 | 2 (7,102) | 3 (16,788) |
| ②民間賃貸住宅 (令和元年10月末現在) | — | — | — | — | — | 2 (5,899) | 3 (15,482) |
| 合計 | | | | | | 4 (13,001) | 6 (32,270) |

※（ ）内の値は、ピーク時の数値。

①応急仮設住宅…平成24年6月 ②民間賃貸住宅…平成24年3月

▼仮設住宅入居戸数の推移



○被災者への支援の状況 (R1年10月末時点)

| | 被災者生活再建支援金 | | 災害援護資金 | 災害弔慰金 |
|------|-------------|-------------|------------|-------------|
| | 基礎支援金 | 加算支援金 | | |
| 支給件数 | 31,475件 | 22,845件 | 3,057件 | 3,599件 |
| 支給金額 | 232億7,112万円 | 283億6,237万円 | 64億1,501万円 | 106億1,375万円 |



◀ 開成地区の仮設団地

担当業務の事例（1）

○災害援護資金に関する業務

災害援護資金とは、災害により世帯主が負傷した世帯や住居・家財に損害を受けた世帯に対し、生活の立て直しのための資金（限度額350万円）の貸付けを行う制度。

主な担当業務は、償還事務における借受人の居所・相続に関する調査を行う。

○苦労したこと・工夫したこと

災害援護資金の貸付件数が多く、借受人の居所移動や分割状況（再分割あり）のデータが個別に管理されていたため、データを集約して一覧化し、個別の借受人の情報を見やすく整理できるようなデータを作成した。

借受人の居所や相続人を調査する際は、件数の多さと特殊なケースへの対応に苦労した。

▼制度の内容

| 貸付限度額 | ①世帯主に1か月以上の負傷がある場合 | |
|-------|----------------------|-------|
| | ア 当該負傷のみ | 150万円 |
| | イ 家財の3分1以上損害 | 250万円 |
| | ウ 住居の半壊 | 270万円 |
| | エ 住居の全壊 | 350万円 |
| | ②世帯主に1か月以上の負傷がない場合 | |
| | ア 家財の3分1以上損害 | 150万円 |
| | イ 住居の半壊 | 170万円 |
| | ウ 住居の全壊（エの場合を除く） | 250万円 |
| | エ 住居の全体滅失又は流出 | 350万円 |
| 貸付利率 | 無利子（保証人を立てない場合は1.5%） | |
| 据置期間 | 6年以内（特別の場合8年） | |
| 償還期間 | 13年以内（据置期間を含む） | |

▼所得制限

| 世帯人員 | 前年の総所得金額 |
|------|---|
| 1人 | 220万円 |
| 2人 | 430万円 |
| 3人 | 620万円 |
| 4人 | 730万円 |
| 5人以上 | 1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円。 |

▼貸付状況（R1.9月現在）

貸付件数：3,057件

貸付金額：64億1,501万円

担当業務の事例（2）

○備品譲渡事務

仮設住宅の入居者が退去する際、希望する場合は備え付け什器備品を無償譲渡している。また、供与を終了する応急仮設住宅の更なる利活用を図るため、入居者以外にも応急仮設住宅（建物）及び什器備品の無償譲渡も行う。民間企業等への譲渡には、廃棄物の削減や震災風化の防止といった目的がある。

○苦労したこと・工夫したこと

備品の所有者が、市・県・リース会社と異なるため、引継ぎ当初はなかなか理解できずに苦労した。また、無償譲渡の申請が重なる時期もあり、手続きを滞らせないように努力した。入居者以外の備品譲渡においては、譲渡後に適正に管理し、申請者が直接使用しているかなど確認するため、現地確認も行った。

▼譲渡備品の一覧

| 仮設住宅入居者が申請可能なもの | | 入居者以外※が申請可能なもの (什器備品) |
|-----------------|----------------|--------------------------|
| 市所有物品 | 宮城県(リース会社)所有物品 | |
| エアコン(居間以外) | エアコン(居間) | エアコン |
| 電気ストーブ | 照明器具 | 照明器具 |
| 電気こたつ | ガスコンロ | 電気ストーブ |
| 電気カーペット | カーテン | 電気こたつ |
| | 物置 | 電気カーペット |
| | 消火器 | 物置 |
| | 郵便受 | 消火器 |

※入居者以外とは、市町村・自治会・社会福祉法人等・民間企業等をいう

▼参考写真(上:物置 下:エアコン)



派遣業務を通じて感じたこと

再建を支援する業務が落ち着きつつある一方で、再建するために借り受けた災害援護資金の返済や、再建先でのコミュニティについて相談を必要とする人が増えている。また、震災に加えて台風で二重に被害を受けた人もいるため、一日でも早く落ち着いて生活できるよう、引き続き努力したいと思う。

今年度内に全てのプレハブ仮設団地の解体工事が着工し、団地があった場所は公園や野球場などに復旧されている。被災した街というイメージでなく、「魅力ある街 石巻」として、より街に活気ができることを願い、期待したいと思う。

▼解体中の仮設団地



▼石巻の観光・特産品



職種：土木技術

派遣期間

平成31年4月1日～令和2年3月31日

配属先

建設部道路第1課

業務内容

- 道路の維持管理（苦情・要望）
- 市道の測量設計委託業務・改良工事
- 橋梁の維持管理
（点検委託業務・修繕設計委託業務・修繕工事）

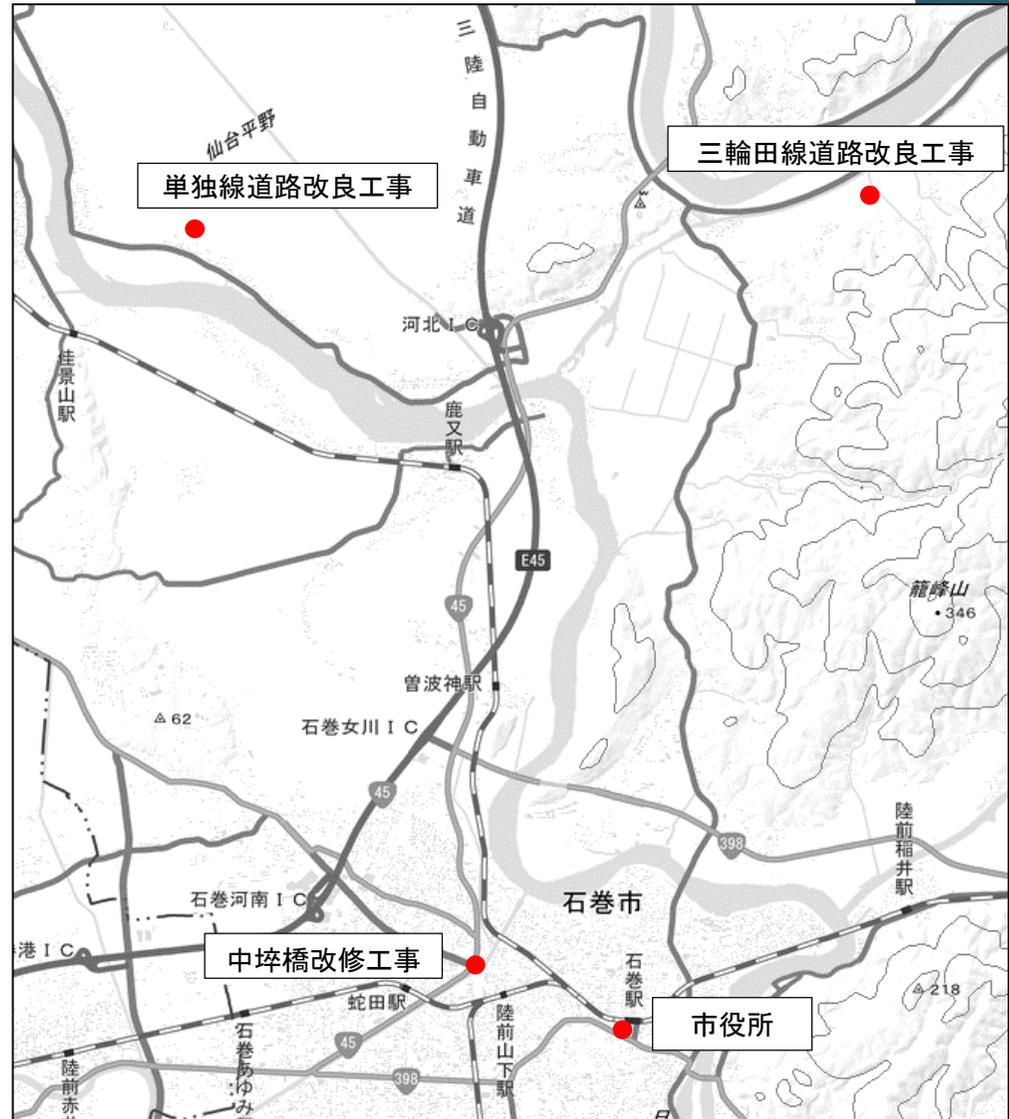
担当業務の概要

○道路の維持管理

- 市民要望対応
- 道路の改良工事
- 橋梁の維持管理

○担当業務

- 橋梁改修工事 (1件)
- 道路改良工事
(測量設計1件、工事2件)
- 橋梁定期点検
- 橋梁補修設計委託



担当業務の事例（1）

○中淬橋の改修工事

橋梁の長寿命化を図る工事の現場監督を行った。

○苦労したこと・工夫したこと

足場を設置できる期間が短かく、夜間工事など現場制約が多い現場だったため、工程・施工方法について、受注者と密にコミュニケーションを取りながら行った。渋滞を起さないために、交通規制時間内に無理が生じない工程管理を徹底した。



▲中淬橋 現場確認状況



▲中淬橋 竣工後の状況

担当業務の事例（2）

○橋梁定期点検業務（156橋）

- ・法令に基づく健全度診断等の橋梁点検の現場監督を行った。
- ・2巡目点検（橋梁数 約900橋）に関する、点検計画等の策定を行った。

○苦労したこと・工夫したこと

- ・橋梁数が多いため、全橋梁の把握、点検計画策定に苦労した。
- ・こ道橋の点検の際は、高速道路管理者と細かい事前調整を行い、円滑に点検を着手できるように心がけた。



▲太田2号こ道橋



▲夜間 橋梁点検状況

派遣経験を通じて感じたこと

道路の維持管理業務では、道路側溝内排水の流れが悪い場所の改善要望を受けることが少なくない。この原因として考えられるのが、震災による地盤沈下である。震災の被害には、実際に自分の目で見て感じないとわからないことを改めて痛感させられた。

石巻市では、令和元年台風19号の被害も多く受け、台風災害復旧業務も並行して行っている状況である。この状況下でいかに円滑に業務を進めていくかを考えさせられた1年でもあった。



◀ 台風19号被害 冠水状況①



◀ 台風19号被害 道路



◀ 台風19号被害 冠水状況②



◀ 台風19号被害状況調査

職種：建築技術

派遣期間

平成30年4月1日～令和2年3月31日

配属先

建設部建築課

業務内容

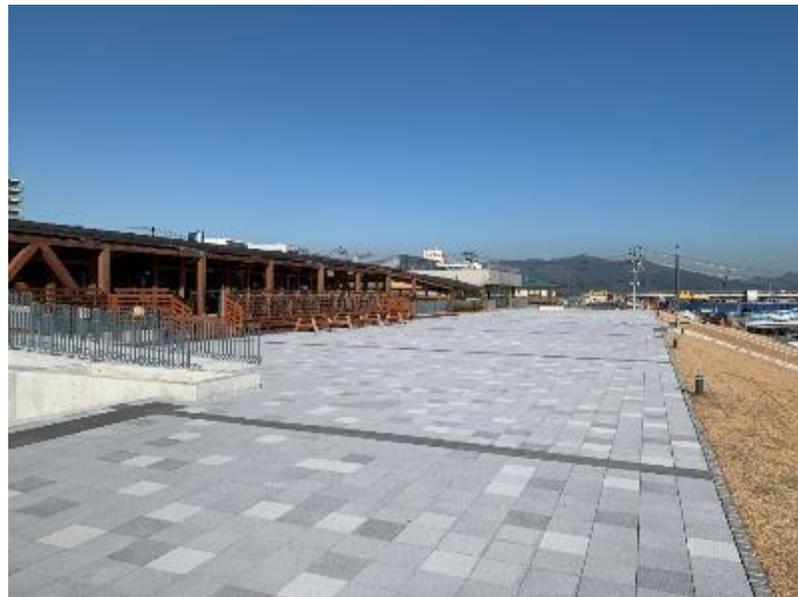
被災公共施設の改修、設計、工事発注、工事監理

担当業務の概要

- 漁村地域番屋整備事業（工事）
- サン・ファン・バウティスタパーク施設改修事業（設計・工事）
- かわまち交流拠点エリア整備事業（工事）
 - ・中央地区堤防一体空間東屋整備工事（技術協力）
- その他整備事業
 - ・消防団ポンプ置場（設計業務・新築工事・解体工事）
 - ・市営住宅解体工事 ・泊浜コミュニティセンター改修工事



▲東屋（令和元年6月完成）



▲堤防一体空間 河川堤防と建物2階が接続

担当業務の事例（1）

○漁村地域番屋整備事業（工事）

- ・津波により消失した番屋（漁業従事者施設）を整備する事業
- ・平成30年度に市内11か所の設計が完了し、令和元年度中の完成、令和2年度供用開始を目指し工事を進めている（うち、牡鹿地区の3ヶ所を担当）

○苦労したこと・工夫したこと

漁港に面した敷地であったため、地下水位が高く施工に支障をきたす場面があった。工事によって漁に影響が出ないように、地元住民の方との調整が必要であった。



▲寄磯浜番屋（令和元年11月完成）

担当業務の事例（2）

○サン・ファン・バウティスタパーク施設改修事業（設計・工事）

- ・竣工から23年が経過したミュージアムに付随する駐車場及びパークの改修工事
- ・駐車場改修とパーク改修に分け、2か年で実施することとなった。

○苦労したこと・工夫したこと

過去に復旧調査が行われていたが、建物および敷地規模が大きく、内容の把握に苦労した。また公園整備に携わった経験がなかったため、設計内容について一つ一つ確認を行いながら進めていった。



▲ サン・ファン・バウティスタパーク立体駐車場



▲ サン・ファン・バウティスタパーク

派遣経験を通じて感じたこと

来年度の復興事業完了を目指し、震災遺構整備事業や半島拠点整備事業など本格的な工事が進んでおり、ようやく復興建設事業の終わりが見えてきたかのように思える。

しかし、復興事業は半島部に重点を置くようになったため、職員の業務時間が移動に費やされる場面が多くなり、通常の更新工事や台風被害の対応も加わり、職員の負担は未だに軽くはならない。

来年度、観光物産施設や震災遺構整備が完了した際には、多くの方に石巻市や他の被災地に訪れていただき、街の活性化と震災の伝承がされることを願っている。



▲消防団ポンプ置場 調査 5月



▲消防団ポンプ置場 工事着手 11月

令和元年度

川俣町派遣職員 活動報告

● 一般事務



1. 川俣町について

位置

- ・福島県北部に位置し、福島市の東南およそ22kmの所に位置する。
- ・阿武隈山地西斜面の丘陵地帯に位置し、平地の少ない起伏に富んでいる。



主な産業

- ・【絹織物】⇒平安時代の書物に、川俣の絹織物が登場するなど歴史があり、絹の里として栄えてきた。
- ・【川俣シャモ】⇒種鶏管理、孵化、育雛・肥育から出荷まで町内で徹底した一元管理をした地鶏。豊かな深みのあるコクと、適度な弾力の肉質があり、東京の一部料理店でも使用されている。夏に開催されるシャモまつりでは、「世界一長い川俣シャモの丸焼き」のイベントが実施される等、シャモは町の一大名物となっている。



2. 被害状況(1/2)

(川俣町災害記録誌より引用)

東北地方太平洋沖地震の概要(気象庁発表)

| | |
|------|--|
| 発生日時 | 平成23年(2011年)3月11日(金)14時46分 |
| 地震規模 | 9.0(モーメントマグニチュード) |
| 発生場所 | 三陸沖(北緯38度06.2分、東経142度51.6分、深さ24km) |
| 震度 | 最大震度は宮城県栗原市の震度7 川俣町は震度6弱を観測(福島県内の最大震度は6強) |



庁舎の天井材崩落
撮影日：平成23年3月12日



震災発生直後に止まった
庁舎の時計
撮影日：平成23年3月28日

2. 被害状況(2/2)

(主に川俣町災害記録誌より引用)

被害状況について

| | |
|---------------|-------------------------------|
| 町の予算における災害対策費 | 517.3億円(平成23年度～平成28年度合計) |
| 商工業被害額 | 113.0億円(平成23年～平成29年末合計) |
| 農業被害額 | 46.7億円(平成23年5月～平成29年6月合計) |
| 住屋等被害 | 全壊59件、半壊2件、一部損壊148件、その他1,618件 |
| 工場及び商店の被害 | 全壊2件、半壊7件、一部損壊155件、その他29件 |

避難状況について

川俣町民の避難者数 719人【令和元年12月1日現在】

他市町村からの避難者数 448人【平成31年1月1日現在】



宅地除染の様子

撮影日：平成26年8月27日



仮置場への搬入の様子

撮影日：平成24年11月20日



避難所の様子

撮影日：平成23年3月13日

3. 山木屋地区に係る取り組み(1/2)

(川俣町災害記録誌より引用)

山木屋地区の歩み

平成23年4月10日、福山内閣官房副長官が来町し、1カ月を目途に避難する計画的避難区域に指定する旨の通告があった。その後、国は山木屋地区の住民を対象とした説明会を開催し、山木屋地区住民は町営住宅をはじめとして町内外への避難が始まった。

仮設住宅等への入居

平成23年6月に仮設住宅200戸が完成するとともに、仮設以外にも借上げ住宅（民間の賃貸アパート等）を確保し、同年6月末までに避難した住民の合計は1,249人で、山木屋地区住民の98.7%となった。

同年7月には農村広場・町体育館仮設住宅の住民が県内初の仮設住宅自治会を結成し、自治会はイベントや会議を開く等、コミュニティ形成の要となり、入居者が孤独を感じないようにサポートした。



避難生活中的イベントの様子

パトロール隊の活動

3. 山木屋地区に係る取り組み(2/2)

(川俣町災害記録誌より引用)

避難指示解除から現在

- 平成25年8月
避難指示以降、初めて特例宿泊が認められる。
企業活動や営農・営林が認められる。
⇒住民が帰還できるような環境整備が推進される。
- 平成29年3月31日
山木屋地区の避難指示が解除。
- 平成29年7月
復興のシンボルとして位置づけられる商業施設
「とんやの郷」のオープン。
- 平成30年4月
山木屋地区小中一貫校が開校。



山木屋地区への特例宿泊
撮影日：平成25年8月10日



「とんやの郷」
撮影日：平成29年6月2日

⇒避難指示解除後は、活気を取り戻しつつあります。

4. 川俣町復興計画

計画期間・基本理念

計 画 期 間

平成 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 年度

復興計画
(平成23年度～平成32年度)

集中復興期間
(平成 23 年度～平成 27 年度)

復興期間
(平成 28 年度～平成 32 年度)

川俣町は、長期化が懸念される原子力災害を克服するための相応の時間を考慮し、10年間を目途として取り組みの方向性を示し、復興施策を進めている。

復興計画の基本理念

- 1 安全が確保され、住民が安心して暮らせるまち
- 2 雇用が確保され、住民が生き甲斐を感じるまち
- 3 結いと絆が維持され、住民が幸せを感じるまち

4. 川俣町復興計画

(川俣町原子力災害対策課よりデータ等提供)

復興に向けた施策

○みんなで作る災害に強いまちへの復興

川俣町内(山木屋を除く)仮置場 除染土壌等及び除染廃棄物保管袋数一覧表

令和元年11月30日現在

| No. | 仮置場名 | 搬入済袋数(単位:袋) | | | 搬出済袋数(単位:袋) | | | 残数量(単位:袋) | | |
|-----|-------------|-------------|---------|---------|----------------------|----------------------|---------|-----------|--------|--------|
| | | 可燃物 | 不燃物 | 合計 | 可燃物(仮 設焼却施設 へ) | 不燃物(中 間貯蔵施設 へ) | 合計 | 可燃物 | 不燃物 | 合計 |
| 1 | 鶴沢地区第1仮置場 | 3,092 | 3,139 | 6,231 | 3,092 | 3,139 | 6,231 | 0 | 0 | 0 |
| 2 | 鶴沢地区第2仮置場 | 0 | 2,528 | 2,528 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,528 | 2,528 |
| 3 | 鶴沢地区第3仮置場 | 1,522 | 592 | 2,114 | 1,522 | 0 | 1,522 | 0 | 592 | 592 |
| 4 | 小神地区第1仮置場 | 778 | 2,044 | 2,822 | 778 | 0 | 778 | 0 | 2,044 | 2,044 |
| 5 | 小神地区第2仮置場 | 8,259 | 8,852 | 17,111 | 8,259 | 8,852 | 17,111 | 0 | 0 | 0 |
| 6 | 福沢地区第1仮置場 | 4,668 | 12,468 | 17,136 | 4,668 | 12,468 | 17,136 | 0 | 0 | 0 |
| 7 | 福沢地区第2仮置場 | 11,132 | 1,017 | 12,149 | 11,132 | 0 | 11,132 | 0 | 1,017 | 1,017 |
| 8 | 福田地区第1仮置場 | 8,363 | 8,345 | 16,708 | 8,363 | 0 | 8,363 | 0 | 8,345 | 8,345 |
| 9 | 福田地区第2仮置場 | 10,008 | 10,702 | 20,710 | 10,008 | 0 | 10,008 | 0 | 10,702 | 10,702 |
| 10 | 小島地区第1仮置場 | 15,997 | 13,558 | 29,555 | 15,997 | 0 | 15,997 | 0 | 13,558 | 13,558 |
| 11 | 小島地区第2仮置場 | 3,387 | 2,072 | 5,459 | 3,387 | 0 | 3,387 | 0 | 2,072 | 2,072 |
| 12 | 小島地区第3仮置場 | 0 | 7,810 | 7,810 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7,810 | 7,810 |
| 13 | 小島地区第4仮置場 | 8,481 | 0 | 8,481 | 8,481 | 0 | 8,481 | 0 | 0 | 0 |
| 14 | 飯坂地区第1仮置場 | 5,601 | 8,004 | 13,605 | 5,601 | 8,004 | 13,605 | 0 | 0 | 0 |
| 15 | 飯坂地区第2仮置場 | 2,959 | 5,315 | 8,274 | 2,959 | 5,315 | 8,274 | 0 | 0 | 0 |
| 16 | 飯坂地区第3仮置場 | 0 | 2,342 | 2,342 | 0 | 2,342 | 2,342 | 0 | 0 | 0 |
| 17 | 飯坂地区第4仮置場 | 2,435 | 0 | 2,435 | 2,435 | 0 | 2,435 | 0 | 0 | 0 |
| 18 | 飯坂地区第5仮置場 | 5,573 | 830 | 6,403 | 5,573 | 0 | 5,573 | 0 | 830 | 830 |
| 19 | 大綱木地区仮置場 | 5,720 | 10,142 | 15,862 | 5,720 | 10,142 | 15,862 | 0 | 0 | 0 |
| 20 | 小綱木地区第1仮置場 | 7,601 | 6,095 | 13,696 | 7,601 | 0 | 7,601 | 0 | 6,095 | 6,095 |
| 21 | 小綱木地区第2仮置場A | 5,887 | 2,082 | 7,969 | 5,887 | 2,082 | 7,969 | 0 | 0 | 0 |
| 22 | 小綱木地区第2仮置場B | 6,357 | 0 | 6,357 | 6,357 | 0 | 6,357 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | | 117,820 | 107,937 | 225,757 | 117,820 | 52,344 | 170,164 | 0 | 55,593 | 55,593 |

町では除染実施計画に基づき、平成29年度までに面的除染を終了した。

現在、除染作業の実施により発生した除染廃棄物を中間貯蔵施設保管場への搬出を行っている。

4. 川俣町復興計画

復興に向けた施策

○健康で安心と幸せがあふれるまちへの復興

町内に、町営・県営合計で120戸の復興公営住宅が平成28年に完成した。

- 町：新中町団地（戸建住宅18戸、連棟住宅11棟（22戸））
- 県：壁沢団地（戸建住宅や平屋住宅合計80戸）



撮影日
平成28年11月15日
町営「新中町団地」

4. 川俣町復興計画

復興に向けた施策

○豊かで活力あるまちへの復興

新たな産業、雇用創出のため、工業団地を整備し、企業誘致を強力に推進しており、平成28年に羽田産業団地、西部工業団地を整備した。



撮影日
平成28年5月6日
西部工業団地

職種：一般事務

派遣期間

平成31年4月1日～令和2年3月31日

配属先

平成31年度：総務課消防交通係

業務内容

- ・防災マップ作成業務
- ・防災計画改定業務
- ・国民保護計画改定業務

担当業務の概要



○近年、自然災害が多数発生している。それを受けて、住民にとってより使いやすい現況に沿った詳細な地形情報や、住民に災害に備えて準備していただきたいこと等を掲載した防災マップの作成に取り組んだ。

○平成28年3月改定の町防災計画、平成19年3月策定の国民保護計画について、内容の修正・改定作業に取り組んでいる。

○その他、台風19号の被害対応等に取り組んでいる。

令和元年9月発行
川俣町防災マップ

防災マップ作成業務

○国内において、近年多数の自然災害が発生している。災害発生時等に、住民にとってより使いやすい防災マップの策定に取り組んだ。以前の防災マップでは国土地理院地図を利用していたが、今年度策定した防災マップではゼンリンの住宅地図を使用することで詳細な地形情報及び家形、現況に沿った道幅を示すようにした。また、5段階の警戒レベルや防災情報の提供手段に関する事など、災害前から把握して欲しいことも掲載した。

【苦勞・工夫したこと】

- 地図上で示した土砂災害警戒区域等について、きちんと間違いないかを1箇所ずつ確認するのに、時間と労力が掛かった。
- 防災マップ全体において、総務課・他課の職員や他機関にも校正時に細かく見ていただき、内容を充実させた。

防災計画・国民保護計画改定業務

○平成19年3月に「川俣町国民保護計画」が策定され、平成28年3月には「川俣町防災計画」が改定された。

その後、法律、福島県策定の上記計画の改定や福島県から町防災計画に対する修正意見をいただいたことから、それらに基づいて上記計画の改定作業を行っている。

【苦勞・工夫したこと】

○防災等に関する知識がない中で、きちんと町・町民が求める防災計画・国民保護計画が出来上がるか不安がある。

○修正箇所が多く、庁内さまざまな課・係が関係するため、調整内容が多岐に渡る。

○防災計画については、他自治体の同計画も参考にして、川俣町に合った事例などを反映できるよう情報収集を行っている。

派遣経験を通じて感じたこと

震災から8年経過したが、未だに避難者がおり、そして少子高齢・人口減少が進んでいる現状がある。町は困難な課題を抱える中で、震災後に入庁した若手職員も多いが、熱心に仕事に励んでおり、私も刺激を受けている。町では、令和元年台風19号の甚大な被害を受けたが、他自治体等から多くの支援等もあり、迅速に復旧が進んでいる。私自身も、応援職員に色々と業務をお手伝いいただきながら、台風19号に係る災害業務を行った。中央区においても、他自治体に派遣されたことで得られた経験・人のつながりを区政に還元していきたいと考えている。

(下記写真は、川俣町災害記録誌より引用)



自治会による通学路
除染作業（平成23年9月18日）



仮設住宅の様子
（平成24年7月）



片側の車線が隣を流れる川に
流された様子（令和元年10月）

(下記写真は、町総務課
より提供)